

令和 4年 3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月7日(月)～18日(金) (12日間))

| 会期 | 月 | 日 | 曜 | 区 分 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|---|----|---|---------------|--------|---|
| 第1日 | 3 | 7 | 月 | 本 会 議 | 午前10時 | 開 会 |
| | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・採決(人事案・付託案件) |
| 第2日 | 3 | 8 | 火 | 考 案 日 | | |
| 第3日 | 3 | 9 | 水 | 本 会 議 | 午前10時 | ・一般質問 |
| 第4日 | 3 | 10 | 木 | 休 会 | | |
| 第5日 | 3 | 11 | 金 | 休 会 | | 中学校卒業式 |
| 第6日 | 3 | 12 | 土 | 休 会 | | 閉 庁 |
| 第7日 | 3 | 13 | 日 | 休 会 | | 閉 庁 |
| 第8日 | 3 | 14 | 月 | 本 会 議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 |
| | | | | 条 例 委 員 会 | 本会議終了後 | ・付託案件審査 |
| 第9日 | 3 | 15 | 火 | 予 算 特 別 委 員 会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第10日 | 3 | 16 | 水 | 予 算 特 別 委 員 会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第11日 | 3 | 17 | 木 | 予 備 日 | | ・議案等整理 小学校卒業式 |
| 第12日 | 3 | 18 | 金 | 本 会 議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件 |
| | | | | | | 閉 会 |

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和4年3月7日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告
- 第5, 議案の委員会付託について
- 第6, 議案第2号 篠栗町教育委員会教育長の任命について
- 第7, 議案第3号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

| 議案 番号 | 件 名 | 付託委員会 |
|----------|--|---------------|
| 4 | 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 総務建設 常任委員会 |
| 5 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務建設 常任委員会 |
| 6 | 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 文教厚生 常任委員会 |
| 7 | 篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について | 文教厚生 常任委員会 |
| 8 | 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について | 総務建設 常任委員会 |
| 9 | 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について | 文教厚生 常任委員会 |
| 10 | 町道の認定について | 総務建設 常任委員会 |
| 11 | 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について | 総務建設 常任委員会 |
| 12 | 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について | 予算 特別委員会 |
| 13 | 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について | 予算 特別委員会 |
| 14 | 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について | 予算 特別委員会 |
| 15 | 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について | 予算 特別委員会 |
| 16 | 令和4年度篠栗町一般会計予算について | 予算 特別委員会 |
| 17 | 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について | 予算 特別委員会 |

| 議案 番号 | 件 名 | 付託委員会 |
|----------|-----------------------------|-------------|
| 18 | 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について | 予算 特別委員会 |
| 19 | 令和4年度篠栗町水道事業会計予算について | 予算 特別委員会 |
| 20 | 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について | 予算 特別委員会 |

請願文書表

| 請願 番号 | 受 理 年 月 日 | 件名・要旨・請願者・紹介議員 | 付託委員会 |
|----------|--------------------------------------|---|------------------------------|
| 1 | 令 和 4 年 2 月 9 日 | <p>安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所)福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 (氏名)福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員： 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p> | <p>文 教 厚 生 常 任 委 員 会</p> |

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和4年3月9日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

| 質問順位 | 議席番号 | 質問者 | |
|------|------|-------|----|
| 1. | 3番 | 横山 和輝 | 議員 |
| 2. | 6番 | 田辺 弘之 | 議員 |
| 3. | 2番 | 藤木 高裕 | 議員 |
| 4. | 12番 | 荒牧 泰範 | 議員 |
| 5. | 4番 | 品川 静 | 議員 |

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和4年3月14日(月) 追加議案 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

| 議案 番号 | 件 名 | 付託委員会 |
|----------|--------------|---------------|
| 21 | 損害賠償額の確定について | 総務建設 常任委員会 |

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

令和4年3月18日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第4号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第6号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第7号 篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第8号 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
- 第6, 議案第9号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第7, 議案第10号 町道の認定について
- 第8, 議案第11号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第9, 議案第12号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について
- 第10, 議案第13号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第11, 議案第14号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第12, 議案第15号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13, 議案第16号 令和4年度篠栗町一般会計予算について
- 第14, 議案第17号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第15, 議案第18号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第16, 議案第19号 令和4年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第17, 議案第20号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第18, 発議第1号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程 意見書案 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康
第 1 第 1 号 を守るための国に対する意見書について

第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月7日（開会）

令和4年 第1回 定例会 会議録

日時 令和4年3月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 岩 下 勝 正 | 2番 | 藤 木 高 裕 | 3番 | 横 山 和 輝 |
| 4番 | 品 川 静 | 5番 | 古 屋 宏 治 | 6番 | 田 辺 弘 之 |
| 7番 | 栗 須 信 治 | 8番 | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番 | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守 | 12番 | 荒 牧 泰 範 |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長 | 三 浦 正 | 副 町 長 | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長 | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長 | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長 | 藤 忠 文 | 会 計 課 長 | 野 寄 勇 |
| まちづくり課長 | 熊 谷 重 幸 | 税 務 課 長 | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長 | 花 田 篤 | 住 民 課 長 | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長 | 栗 原 俊 孝 | 福 祉 課 長 | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長 | 松 熊 大 | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁 |
| 上 下 水 道 課 長 | 城 戸 勝 範 | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長 | 松 岡 秀 策 | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩 | | |

出席した議会事務局職員

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代 | | |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから令和4年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、田辺弘之議員、7番、栗須信治議員を指名いたします。

日程第2、「会議の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から3月18日までの12日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第2号から議案第20号までの計19議案でございます。

それでは、議案第2号から議案第20号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、令和4年度の施政方針について、しばらくお時間をいただき述べたいと思いますが、まず、次のことを発信いたします。

すでにご承知のとおり、ロシアは、2月24日、国際社会からの警告を無視して、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、その後、民間人を含む多数の犠牲者を出し続けています。

このことは、明らかな国連憲章違反であるとともに、全人類の願いである世界平和と国際秩序の維持を脅かすものであり、1986年（昭和61年）3月25日に非核・恒久平和宣言をしている篠栗町として、断じて容認できるものではありません。

ここに、ロシア軍による武力攻撃とウクライナの主権侵害に厳重に抗議し、多くの人々のかけがえのない命と平静な日々を無残に奪うロシア軍の侵略行為の即時中止とウクライナ領土からの完全撤退、国際法に基づく平和的解決に向けた誠実な対応を強く求めます。

このメッセージは、後刻、篠栗町ホームページ上に町長名で掲載いたします。

また、糟屋郡7町すべてが、令和4年議会第1回定例会期間中に同様の抗議声明を発信していることを申し添えます。

議会におかれても、本日この後、議会としての抗議の決議をされると聞き及んでおります。ともに、ウクライナの平和、そして世界平和のためにしっかりと発信してまいりましょう。

新型コロナウイルス感染症の拡大については、福岡県においては、昨日3月6日にまん延防止措置は解除となりましたが、3月7日から4月7日までを「感染再拡大防止対策月間」と位置づけ、基本的な感染対策の徹底を呼びかけることとしています。引き続き、私たちもマスクの着用や3密の回避などこれからも徹底してまいりましょう。

5歳から11歳までのワクチン接種については、篠栗町においても接種券を配布済みでございますが、ワクチンを接種するかどうかは、ご家族で検討いただくよう厚生労働省からの新型ワクチン接種についてのお知らせを同封しております。対象者の集団接種は、3月19日から行います。

そうした中、福岡県町村会では、定期大会、これは書面決議となりましたが、この定期大会において「新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、国民生活及び社会経済生活に極めて深刻な影響をもたらしている。加えて、近年多発する自然災害に鑑み、コロナ対策をはじめ、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努めるとともに、住民の生命、財産を守るため、防災・減災対策のさらなる推進をはかり、安全・安心な暮らしの確保に全力を掲げる必要がある。また、地方創生のさらなる推進のため

に、コロナ禍・コロナ後社会を見据えた社会の構築を国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなければならない。」としまして、「新型コロナウイルス感染症の終息に向け、徹底した感染防止対策を講じること。また、安全・安心な地域社会の再構築とコロナ後社会を見据えた経済対策の充実を図ること」をはじめ16項目の決議を行いました。

私は、毎年3月定例会の施政方針を述べる際に、日本の原点である町村のあり方について述べている町村会の決議文において、最も重要であると思う部分を引用しております。その中でも今年は、次の点を強調いたしたいと思います。

「我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行財政基盤の強化を図ることが必要である」

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防防止のために、ほとんどの社会経済活動が停止せざるを得ないという大変な2年間でした。本年におきましても、季節ごと恒例となっていた町の事業や地域の行事、学校関係のイベントも大きく規模を縮小したり中止したりするという事態になりました。

令和4年度も、なかなか先が見通せない中、こうしたときこそ、次の時代を見据えた大きな流れを引き寄せるための重要な時期であるとの判断から、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議が提示した「地域脱炭素ロードマップ」～地方から始まる、次の時代への移行～戦略に基づき、9月8日に福岡県では10番目となるゼロカーボンシティ表明をし、環境省の補助事業を活用して篠栗町脱炭素ロードマップ作成事業に取りかかりました。

今後は、作成したロードマップに基づく2050年のカーボンニュートラルに向けて、環境省の積極的支援を受けられる全国100か所の「脱炭素先行地域」を目指して行動を起こしてまいります。

今年度は、その一步を踏み出すための重要な年度であると位置づけ、議会の皆様とじっくりご協議して、篠栗町のあるべき姿・進むべき方向を町民の皆様を示していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

令和2年度からスタートいたしました篠栗町地方創生「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は中間年度となります。

第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中心施策であります「篠栗北地区産業団地開発事業」は、いよいよ進出企業による工場建設工事が一部始まりました。まちづくり事業としての団地内整備を進出企業と一体となってい、個性ある様々な食品系工業団地の形成と、それらを目当てに人の行き来を演出する未来志向のシンボルゾーンを形成してまいります。令和5年秋のグランドオープンを目指します。それにより税収増加や雇用機会の拡大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上を図る大きな力となると考えているところでございます。

このほか今年度も引き続き、しっかりと篠栗町の将来の道筋をつけるために、様々な取り組みを全力で推進していくこととしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、令和4年度事業について、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。

議会事務局におかれましては、さらなる先進的な議会を目指して、情報収集をお願いしていただければありがたいと考えております。

総務費では、総務課、財産活用課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、令和3年度からスタートした地域担当職員制度について取り組み、さらに一工夫して推進してまいります。

次に、国土強靱化計画の策定に着手いたします。また、地域防災計画の改定を行います。そのために自衛官OBを採用し、専門的知見に基づいた、より具体的な計画を策定してまいります。また、福岡県総合防災訓練を5月29日にかぶとの森公園で実施いたします。

財産活用課を新たに設置し、町施設全体の大規模改修・更新の計画など専門性をもって取り組みを進めます。自治体DXなど情報政策の推進は、財産活用課が取り組みます。

次に、財政課についてでございます。

財政課では、中・長期の財政計画の策定を進める中で、総合計画や都市計画マスタープラン、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に謳い込んだ様々な取り組みの実施過程で、財政状況がどのように動いていくのか、さらに検証を加えて議会にご報告したいと考えております。

まちづくり課においては、篠栗北地区産業団地における「まちづくりのグランドデザインの構築を進めて、令和5年秋のグランドオープンに備えます。

また、ふるさと寄附金は、返礼品のメニュー開発及び出店サイトの増強を進め、昨年度の当初予算額から5,000万円上乘せし、2億円を目標に推進いたします。

次期総合計画は、新たな手法を模索しながらより身近で具体的な計画に仕上げてまいります。

会計課におきましては、指定金融機関が慣例的に行ってきた事務が、会計課職員に一部移行します。併せて、指定金融機関窓口が2名から1名配置となるため、会計年度職員を増配し、窓口のフォローを進めます。将来は、指定金融機関からの要望の強い窓口廃止も視野に入れた公金取り扱い手段の多様化も模索してまいります。

税務課・収納課につきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともに、キャッシュレス納税を推進することによって、徴収率向上への取り組みを推進してまいります。また、令和5年度開始に向けた、地方税統一QRコード利用による納税への対応準備に取り組みます。

住民課でございます。

令和4年度は、大字津波黒・大字田中の一部の地区の住居表示を実施いたします。また、マイナンバーカード交付率向上のための体制を充実させ、あと一步となった50%交付を早期に実現します。その後は、町民すべての人にマイナンバーカードが届くよう、さらに出張申請サービスを充実させるとともに、様々な工夫を凝らして普及活動に取り組みます。

民生費・衛生費は、福祉課、こども育成課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、「小児AYA世代がん患者在宅療養支援事業」を開始いたします。また、福岡工業大学との共同研究事業として、令和3年度から開始した「ささぐり元気もん活動」が、コロナ禍のために一部しかできなかったことから継続して取り組みます。これは、町の高齢者の健康寿命の延伸につながる取り組みでございます。高齢者の巣ごもり生活による健康二次被害対策として行っている、オンライン介護予防教室を令和4年度以降も継続して行います。

こども育成課では、町立児童館3館及び放課後児童クラブの運營業務について、令和4年9月から指定管理者制度を導入いたします。

昨年度からの継続事業でございますが、保育所の待機児童解消対策として篠栗幼稚園の一部を民営化し、令和5年4月の認定こども園開園に向けた整備を行います。

支援を必要とする子ども及びその家族、妊産婦等についての記録等を一元管理するため、篠栗児童相談システムを導入いたします。

次に、健康課について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種推進室では、希望する町民の3回目のワクチン接種完了を目指すとともに、令和4年3月からスタートした5歳から11歳までのワクチン接種の体制を継続してまいります。

令和4年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組むこととしております。また、造血細胞移植等医療行為後の任意予防接種費用助成、これを新たに行います。

都市整備課環境係が所管することとしております脱炭素社会実現に向けた、篠栗町脱炭素ロードマップの作成を急ぎます。

また、クリーンパーク建設予定の次期処理施設については令和4年度中に入札公募を行い、令和5年度に業者を決定するというスケジュールで事業を進めるとともに、令和4年度に地元対策として行う予定の周辺整備計画協議を固めることとしております。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

令和2年4月から事務局の民間委託を開始した篠栗町観光協会は、様々な新しい取り組みを提案しつつ、町の観光キーステーションとしての足固め3年目となります。民間委託契約最終年度の今年は取り組みを総括して、今後の方向性を固めてまいります。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推進してまいりました。今後も「粕屋中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

福岡県植樹祭を令和4年11月5日篠栗町において開催する予定です。また、森林緊急造成事業、これは竹転事業と申しますが、城戸地区の竹林をスギ・ヒノキへ転用する国庫補助事業に取り組めます。

次に、都市整備課が所管しております土木費につきまして、令和4年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。本年度も区からの要望を聞きながら優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課でございますが、令和4年度も国のGIGAスクール構想の推進を図ってまいります。

社会教育課では、令和3年度からスタートした地域学校協働活動の推進について、各校区で特色ある取り組みを実施し、活動の拡大を進めます。

「篠栗町地域で子どもの育成を考える会」からの提言を受けて、令和4年度の社会教育プランに「誰一人取り残される子どもをつくらない」ための目標を掲げて、できることからスタートすることとしております。

コロナ禍であっても講演会、研修会、スポーツイベントなど、感染症対策を講じて、できるだけ開催したいと考えております。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から、施設・管路更新の5か年計画を進めておりますが、令和4年度は昨年引き続き、金出地区、尾仲大柳地区の配水管更新工事を継続して進めます。老朽化している第1浄水場建て替えについて近隣に用地を取得し、現在の施設を活かした状態で、新たな浄水場施設建設計画づくりを行うこととしております。

以上、令和4年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会においてご説明いたします。

私自身もこれまでどおり、自らが率先して関係方面との折衝・対応に当たり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き、篠栗町の発展のためご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第2号から議案第20号までの19議案について説明をいたします。

議案第2号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、教育長、太郎良順一氏が令和4年3月31日をもって辞職するため、新たに教育長として、今長谷 寛氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第3号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員、木森信登氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第4号は、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい

て」であります。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和4年4月1日から施行され、個人情報保護に関する法令が一本化されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が統合され、本条例中、法律の条文を引用している箇所に変更が生じるため、その箇所を改めるものであります。

議案第5号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等の措置を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、育児休業、介護休暇等を取得できる非常勤職員の在職期間の緩和や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を整備するものであります。

議案第6号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、その他関係省令が令和4年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、未就学児の国民健康保険税を減額し、世帯の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものであります。

議案第7号は、「篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示実施に伴う水道給水設備工事店及び下水道排水設備工事店の住所変更の手数料について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、住居表示に関する法律第7条の規定に基づき、住居変更手数料を徴収しないものとするものであります。

議案第 8 号は、「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地整備事業が完了し、特別会計の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するものであります。

議案第 9 号は、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定に係る案」について、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 1 項に規定する公示を令和 4 年 1 月 4 日に実施したところ、当該期間内に実施予定区域内の住民から、同条第 2 項に規定する変更の申請があり、同条第 5 項の規定により当該変更の請求書を添えて提出するものであります。

議案第 10 号は、「町道の認定について」であります。

本議案は、宅地開発により造成され篠栗町に帰属された道路を、道路法上の道路として位置づけることを目的として町道認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線番号は、8692。

路線名は、尾仲地区 82 号線。

起点は、大字尾仲 834 番地 15 地先。

終点は、大字尾仲 834 番地 8 地先。

延長は、199.7メートル。

幅員は、6メートルでございます。

議案第 11 号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。

本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第 4 条第 1 項第 5 号を適用し、免除するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

工事名は、和田地区井堰改良工事。

工事箇所は、大字和田。

受益者は、和田水利組合。

受益者負担金額は、41万8,082円であります。

議案第12号から議案第15号までの4議案は、「令和3年度補正予算」であります。

議案第12号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ2,071万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ123億731万円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税を2億732万3,000円追加し、国庫支出金を1億4,715万4,000円、県支出金を3,846万2,000円それぞれ減額し、財産収入を1,600万2,000円追加するものであります。

次に、歳出でございますが、減額補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残によるものでございます。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、戸籍住民基本台帳費といたしまして、システム変更委託料を451万円追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付を1,000万円、更生医療給付を600万円、児童運営費といたしまして、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を390万4,000円追加するものであります。

衛生費におきましては、予防費といたしまして、新型コロナ自宅療養者支援に係るサービス提供委託料を165万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、事業運営委託料を1,400万円追加するものであります。

農林水産業におきましては、林業振興費といたしまして、農業委員会年報酬を204万円、荒廃森林整備事業増額分の手数料144万6,000円を追加するものであります。

また、諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金を474万2,000円、基金費といたしまして、財政調整基金利子積立金等を4億1,600万2,000円追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、タブレットパソコン設定等業務委託ほか6事業につきましては、総額4億4,566万4,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、令和4年度の春らんまんハイキング事業委託、限度額689万6,000円を廃止するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとしたしまして、災害復旧事業債を550万円減額するものであります。

議案第13号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ5,407万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,706万4,000円とするものであります。

内容は、歳出では、実績見込みにより、保険給付費を5,407万5,000円増額補正。歳入では、国庫支出金を156万8,000円、県補助金を5,000万円の増額補正のほか予算整備をするものでございます。

議案第14号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ514万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,055万2,000円とするものであります。

内容は、歳出では、実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金514万7,000円の減額補正。歳入では、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を594万5,000円の増額補正をし、普通徴収保険料を1,072万7,000円の減額補正をするほか予算整理を行うものであります。

議案第15号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,538万4,000円とするものであります。

内容は、篠栗北地区産業団地の土地売買契約に関する利息相当分の負担金が1日分不足していたため、歳入歳出予算を2,000円計上するものであります。

議案第16号から議案第20号までの5議案は、令和4年度の各会計の当初予算であります。

議案第16号は、「令和4年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、106億3,088万5,000円で、前年度当初予算に対し3億1,892万9,000円、3.1%の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、同報系無線

設備更新業務、児童館LED化工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費の増加分などがございます。

なお、令和4年度の予算編成につきましては、未だ新型コロナウイルスの終息が見通せない中で、町民の生活や経済活動、地域活動を停滞させることなく将来に向けて進めていくため、新型コロナウイルスとの共存を念頭に置いた「ポストコロナ」の観点からも全事業において検証しながら、前年度同様、第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえ、限られた歳入財源を有効活用できるよう事業を選定し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

歳入の主なものとして、まず、町税は、税全般において若干増を見込んで、対前年度比2億497万2,000円増の33億3,320万2,000円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、対前年度比2億2,522万7,000円増の、19億9,955万円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、保育士等処遇改善臨時特例交付金など対前年度比2,668万4,000円増の16億8,616万4,000円を計上するものであります。

次に、県支出金は、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る県費負担金などにより、対前年度比5,053万8,000円増の9億6,377万2,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金を対前年度比5,000万円増の2億円を計上するものであります。

次に、諸収入は、対前年度比2,343万7,000円増の2億451万7,000円を計上するものであります。

最後に、町債は、臨時財政対策債の減額に伴い、対前年度比2億4,625万8,000円減の2億3,132万7,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものとして、まず、総務費におきまして、行政事務包括委託料2億3,656万1,000円、ふるさと納税寄附金返礼品8,000万円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託等1,311万4,000円など、前年度比2億3,212万4,000円増の16億4,244万3,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億2,239万7,000円。自立支援サービス給付8億1,600万円。後期高齢者医療療養費給付費負担

金 3 億 4,649 万円。障がい児保育事業補助金 3,818 万 4,000 円。児童運営費委託料 9 億 6,819 万 4,000 円。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 1,526 万 9,000 円。子ども医療費 1 億 3,127 万 2,000 円。児童館指定管理料及び事業運営委託料 8,763 万 4,000 円。児童館 LED 化工事等 1,957 万 9,000 円など、前年度比 1 億 3,820 万 6,000 円増の 39 億 9,789 万 8,000 円を計上するものであります。

次に、衛生費におきましては、予防事業委託料 1 億 1,826 万 1,000 円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費 1 億 8,489 万 5,000 円。塵芥等収集運搬費 2 億 1,020 万 6,000 円。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 3 億 5,676 万 4,000 円など、前年度比 8,840 万 9,000 円減の 13 億 1,586 万 9,000 円を計上するものであります。

次に、農林水産業費におきましては、荒廃森林整備事業 1,715 万 7,000 円など、前年度比 1,736 万 2,000 円増の 1 億 7,329 万 3,000 円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事費等 1 億 4,516 万円など、前年度比 187 万 8,000 円減の 3 億 2,248 万 3,000 円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部分担金 3 億 3,186 万 8,000 円。同報系無線設備更新工事 6,251 万 3,000 円など、前年度比 8,432 万 8,000 円の増の 4 億 8,402 万 8,000 円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、カブトの森公園高圧ケーブル取替工事等 1,184 万 5,000 円など、前年度比 5,569 万 9,000 円減の 9 億 8,607 万 5,000 円を計上するものであります。

次に、公債費におきましては、起債元金及び利子償還費用といたしまして、前年度比 2,601 万 9,000 円減の 8 億 1,102 万 7,000 円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計への繰出金 6 億 5,763 万円など、前年度比 1,656 万 3,000 円増の 6 億 8,957 万 2,000 円を計上するものであります。

また、地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、4 つの事業債を総額 2 億 3,132 万 7,000 円計上するものであります。

議案第 17 号は、「令和 4 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であ

ります。

当該予算は、歳入歳出予算総額27億7,486万2,000円で、前年度当初予算額に対し約0.9%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税4億8,946万4,000円。県支出金19億9,918万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費19億5,201万4,000円。国民健康保険事業費給付金7億4,227万9,000円を計上いたしております。

議案第18号は、「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

当該予算は、歳入歳出予算総額4億4,810万9,000円で、前年度当初予算額に対し約3.5%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億2,445万9,000円。一般会計繰入金1億2,364万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,482万5,000円を計上いたしております。

議案第19号は、「令和4年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入3.1%増、支出2.4%増となり、資本的収入15%増、支出、22.7%増であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入5億9,402万1,000円、同支出5億5,824万3,000円で、3,577万8,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億4,481万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,705万7,000円、支払利息1,173万3,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億1,890万円、同支出3億9,356万9,000円で、1億7,466万9,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約7億8,914万円から補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債2億1,890万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億6,835万8,000円、企

業債償還金 1 億 2,521 万 1,000 円を計上いたしております。

議案第 20 号は、「令和 4 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入 0.2%減、支出 2.3%減となり、資本的収入 4.1%増、支出 2.7%増であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入 8 億 6,728 万 7,000 円、同支出 8 億 4,798 万 1,000 円で、1,930 万 6,000 円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料 4 億 8,617 万 8,000 円、他会計負担金 1 億 2,000 万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金 2 億 7,082 万 8,000 円。支払利息 9,190 万 7,000 円を計上いたしております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 4 億 1,866 万 3,000 円、同支出 5 億 7,517 万 7,000 円で、1 億 5,651 万 4,000 円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約 3 億 2,378 万 9,000 円から補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債 2 億 8,610 万円、他会計負担金 1 億 3,000 万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費 1,713 万 8,000 円。流域下水道建設負担金 3,896 万 4,000 円。企業債償還金 5 億 1,903 万 7,000 円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 4、「請願の報告」をいたします。

請願 1 件を受理しておりますので、事務局より報告をさせます。

佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 今議会に請願 1 件の提出がありましたので報告いたします。

請願第 1 号、

受理年月日 令和4年2月9日

件名 「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書の提出に関する請願書」

でございます。

請願者の住所・氏名 福岡市博多区博多駅南1丁目7の14
福岡県医療労働組合連合会
執行委員長 原 正勝氏（ほか2名）

でございます。

紹介議員は、村瀬敬太郎議員と今長谷武和議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、タブレットに掲載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第5、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第2号から議案第20号までの19議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第2号と議案第3号は人事案件ですので、委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第4号から議案第11号までの8議案と請願1件につきましては、議案付託表及び請願文書表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第12号から議案第20号までの予算関連9議案につきましては、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

最後に、報告第2号と報告第3号については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受け、報告第4号については、総務建設常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

日程第6、議案第2号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(浦上 利浩) 議案第2号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字津波黒194番地2

氏名 今長谷 寛

生年月日 昭和34年4月21日

令和4年3月7日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育長、太郎良順一氏が令和4年3月31日をもって辞職するため。

次のページに履歴書を添付いたしておりますのでご参照ください。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年11月1日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第3号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(浦上 利浩) 議案第3号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町和田三丁目5番5号

氏名 木森信登

生年月日 昭和28年2月15日

令和4年3月7日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員、木森信登氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付いたしておりますのでご参照ください。

なお、任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。
本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、発議第1号「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を議題といたします。

発議第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 発議第1号、

篠栗町議会議長 阿部寛治殿

「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）
第14条第3項の規定により提出する。

令和4年3月7日

篠栗町議会運営委員会

委員長 松田國守

（提案理由）

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止と軍の完全撤退を
求め、恒久平和を実現するため。

決議（案）を朗読いたします。

「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は、
2月24日早朝、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻
を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、
明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じ
て容認できない暴挙である。

よって、篠栗町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議
するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ち
に全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応す
ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日、篠栗町議会

○議長（阿部 寛治） ただいまの決議案に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧委員。

○委員（荒牧 泰範） すみません、質疑でなくて確認ですが、かがみの発議者は1名でよろしいのですかね。

○議長（阿部 寛治） 議運の委員長が発議者になって、ある一定全部っていうか、こういう状況下の中で、発議者になっているということを見ましてですね、「これでかがみとしてはよろしゅうございます」ということを私の口からも申し上げております。

以上です。

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前11時03分